

---

## 平成28年第1回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

---

平成28年3月7日(月)

---

### 1. 議事日程第2号

平成28年3月7日(月) 午前10時開議

#### 第1 議案質疑

(議案第2号から議案第20号、議案第22号から議案第37号、議案第39号、議案第45号から議案第51号)

#### 第2 予算特別委員会の設置について

#### 第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第2号から議案第20号、議案第22号から議案第37号、議案第39号、議案第45号から議案第51号、陳情2件)

---

### 1. 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 議案質疑

(議案第2号から議案第20号、議案第22号から議案第37号、議案第39号、議案第45号から議案第51号)

#### 日程第2 予算特別委員会の設置について

#### 日程第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第2号から議案第20号、議案第22号から議案第37号、議案第39号、議案第45号から議案第51号、陳情2件)

---

### 出席議員(14名)

1 番	松下善法	2 番	大野元秀
3 番	小幡幸範	4 番	松本真由美
5 番	中尾拓	6 番	中川英則
7 番	廣澤俊幸	8 番	宿利忠明
9 番	石井龍文	10 番	河野博文

11番 高田 修治

12番 藤本 勝美

13番 繁田 弘司

14番 秦 時雄

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 帆 足 浩 一

議事係 長 小 野 英 一

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 朝 倉 浩 平

副 町 長 小 幡 岳 久

教 育 長 秋 吉 徹 成

総 務 課 長 麻 生 太 一

まちづくり  
推 進 課 長 穴 本 芳 雄

総合戦略室 長 衛 藤 正

環境防災課長兼  
基地対策室 長 藤 林 民 也

税 務 課 長 石 井 信 彦

福祉保健課 長 江 藤 幸 徳

住 民 課 長 衛 藤 善 生

建設水道課 長 梅 木 良 政

農林業振興課長兼  
農業委員会  
事 務 局 長 湯 浅 詩 朗

商工観光振興  
課 長 村 木 賢 二

会計管理者兼  
会 計 課 長 本 松 豊 美

人権同和啓発  
センター所 長 山 本 五 十 六

教育総務課長兼  
新中学校開校  
推 進 室 長 長 尾 孝 宏

学校教育課 長 佐 藤 貴 司

社会教育課長兼  
中央公民館長兼  
わらべの館館 長 渡 辺 克 之

監 査 委 員 河 野 好 美

行 政 係 長 和 田 育 男

---

午前10時00分開議

○議 長（秦 時雄君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明・言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますよう御協力をお願いします。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） おはようございます。

私のほうから、大変申しわけございませんが、議案の訂正を1件お願いいたしたいと思います。

議案集をお出しいただきたいと思います。議案第18号でございます。議案集の34ページでございます。お手元に正誤表をお配りいたしておりますけれども、正誤表のとおり、34ページ一番下の欄にございます別表第2、こちらの6級のところに「局長、局長補佐」という文言の追加を、それから、7級のところにも「局長」の追加をお願いいたしたいと思います。

なお、あわせて、黄色い表紙の上程議案の参考資料集26ページにつきましても、同様の訂正をお願いいたしたいと思います。大変、お手をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 時雄君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 教育総務課長の長尾でございます。

3月3日です。議案第21号の質疑の中で、誤解を招きかねない回答をいたしましたので、改めて発言をさせていただきたいと思います。

中尾議員の御質問に対しまして、学力向上推進事業基金の事業内容を回答いたしました。申し上げた基金です。積立金額、積み立ての期間、そして事業の期間は、あくまで防衛省との協議の中で設定した目標値でございます。次年度以降の基金積み立てにつきましては、御案内のとおり、その都度、予算や決算の状況を見て、協議の中で議会の議決をいただいて決定するものでございます。基金の積立額や積み立て年次があらかじめ決定しているかのような回答をいたしましたことを訂正いたしましておわびを申し上げます。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。

## 日程第1 議案質疑

（議案第2号から議案第20号、議案第22号から議案第37号、議案第39号、  
議案第45号から議案第51号）

○議長（秦 時雄君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集4ページです。

議案第2号、玖珠町過疎地域自立促進計画の策定について、質疑を行います。

関係資料は別冊になっております。

質疑はありませんか。

3番小幡幸範君。

○3 番（小幡幸範君） 3番小幡です。

玖珠町過疎地域自立促進計画についてですけれど、2つ質疑をさせていただきます。

1つはですね、まずこの計画を立てるに当たって、住民からのパブリックコメントを募集したのかどうかというのが1点です。

もう1点はですね、資料として渡されたこの計画書ですね、内容を読むと玖珠町の現状と問題点、そしてその対策というのがまとまって記載されているんですけど、対策内容のほとんどが計画のほうに反映されていないんですけど、課題に対する対策がわかっているにもかかわらず、あえて計画に組み込んでいない理由というのがあるんであればお聞かせください。

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。

衛藤総合戦略室長。

○総合戦略室長（衛藤 正君） 計画を立てるに当たって、パブリックコメントを行ったかということですが、パブリックコメントは行っておりません。

それから、現状と課題について具体的な対策であります。実際に現在、3カ年計画等で上がっている事業計画を挙げていまして、実際に過疎対策として必要な事業等が出てきたときには、また追加等の変更を議会にかけて、事業をお願いするような形をとっております。

以上です。

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案集5ページです。

議案第3号、辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画の策定について、質疑を行います。

関係資料は、別冊の辺地に係る総合整備計画の策定についての1ページです。

質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。

議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案集6ページです。

議案第4号、辺地（片草辺地）に係る総合整備計画の策定について、質疑を行います。

関係資料は、別冊の辺地に係る総合整備計画の策定についての3ページです。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。

議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案集7ページです。

議案第5号、辺地（大野原辺地）に係る総合整備計画の策定について、質疑を行います。

関係資料は、別冊の辺地に係る総合整備計画の策定についての5ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。

議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案集8ページです。

議案第6号、辺地（鏡辺地）に係る総合整備計画の策定について、質疑を行います。

関係資料は、別冊の辺地に係る総合整備計画の策定についての7ページです。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） よろしいですね。質疑なしと認めます。

議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案集9ページです。

議案第7号、辺地（古後辺地）に係る総合整備計画の策定について、質疑を行います。

関係資料は、別冊の辺地に係る総合整備計画の策定についての9ページです。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案集10ページです。

議案第8号、玖珠町行政不服審査会条例の制定について、質疑を行います。

1番松下善法君。

○1番（松下善法君） 1番松下です。

第3条の「審査会は、委員3人以上6名以内をもって」という文面がありますが、人数を定めていないのはどのような理由があるのでしょうか。また、第8条のですね専門委員とありますが、専門委員は何名とかいう定めがあるのでしょうか。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） まず1点目でございますけれども、人数の幅を持たせていることにつきましては、その時々状況に応じてですね対応していきたいと。それから、専門委員のほうにも関係す

るんでございますけれども、専門委員につきましてもですね、事案によっては専門の方に入っていたくことも想定しておりますので、そういったところで幅を持たせた人員構成を考えております。それから、専門委員につきましても、定数についての規定はございません。

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 3番小幡です。

議案の第9条、部会についてなんですけれども、第10条のほうに会議を規定しているにもかかわらず、わざわざ部会をまた設けている理由というのは何なんでしょうか。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 審査会の中で、総合的な判断をするわけでございますけれども、個別の案件によってはより専門性を求められる場合もございますので、そのときには専門の部会を設けて、一度そちらのほうでも審議をお願いすると、そういう流れをつくっていかうとするものでございます。

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案集13ページです。

議案第9号、玖珠町企業立地促進条例の制定について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集4ページです。

質疑はありませんか。

9番石井龍文君。

○9番（石井龍文君） この条例は、企業を優遇するという部分が非常に強いだらうという補助金を出すということで、1つは、既存の玖珠町にある企業で、3,000平米に建物の増設をした場合に、緑地法で緑化を推進しなければならないということで、敷地面積の20%を緑地化するという条件があるそうです。そのために敷地が狭いのに、それを適用しなければならないという要らん手間がかかるんで、こういう玖珠町にみたいな状況のところ、緑地まで見らないけんのか、そこら辺の玖珠町だけの条例というものはできないのか、そこら辺をちょっと。今、内容がちょっと違うかなと思いますが、そこら辺、企業立地についての質問です。

○議長（秦 時雄君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 御質問の緑地の関係なんですが、確かにこの玖珠町の大自然の中で緑地の規制緩和はできないかということですね、企業の方とも時折、御協議をした経緯がございますが、一応法で定められた基準でございます。ですが、町としてはですね県のほうに町村会等を通

じて、緑地緩和、都市部の部分と山間部の部分でどうにかならないかということで、県のほうには投げかけているところがございます。それと、敷地内も、必ずしも敷地内ではなくて隣接するところの部分も、すぐ近くであればそこも認めるちいう方向でできないかということで、企業と一緒にあってですね県等には協議をしているところがございます。

それと、今回この条例案を出しておりますが、実際この内容につきましては、これまで玖珠町の助成交付金という形で、従来からあるものを今回条例という形で明確化させていただきまして、企業立地における行政支援の明確化、見える化と申しましょうか、企業への再提案という形で今回の条例を上程させていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。

9番石井龍文君。

○9番（石井龍文君） もう一度お聞きします。日田市の状況と比較して、日田市はちょっと条例があって、20%の要件がちょっと若干違うんじゃないかなという気がしております。そこら辺も再調査をしていただいて、できるだけ地元企業にも優遇できるような措置を考えてほしいと思います。

○議長（秦 時雄君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 議員さんがおっしゃるとおりなんですけど、これがちょっと残念なことに、市におかれましては独自で規制緩和なりそういうことができるんですが、町村につきましてはですね上位の県の管轄になります。県の管轄になりますと、うちみたいのところ、ちょっと日出町、町部のところとか状況があるんで、簡単に、私どもとしては20%以下にしてくださいというふうにはしているんですが、町村にもそこそこで状況が違うんで、県のほうも一律にということとはできないようです。権限移譲なりの形とかですね、いろいろここからまた県との協議をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（秦 時雄君） はい、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案集17ページです。

議案第10号、玖珠町道の駅慈恩の滝くすの設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集5ページです。お開きください。

質疑はありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 3番小幡です。

道の駅童話の里くすにおいても同様のことが言えるんですけど、第10条の利用料のところですね。

条例内に金額の規定が特に明記されているわけではないんですね。上限や下限を条例として明記する必要があると思うんですけども、規定していない理由というのは何かあるのでしょうか。

○議長（秦 時雄君） 穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） この質問にお答えします。

利用料、これは道の駅を利用する場合ということでございますので、その場合には、指定管理者を定めました場合は指定管理者のほうで定めるということになっていく考えでおりますので、額を定めていないものでございます。

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案集20ページです。

議案第11号、玖珠町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 7番廣澤です。

この玖珠町大字帆足501番地の2を選定した理由についてお伺いします。

○議長（秦 時雄君） 穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） 廣澤議員の御質問お答えをいたします。

定住促進対策の一環ということございまして、いろいろ私ども空き家対策等もやってきておりますけれども、今回、旧森高校校長宿舎をいただきましたので、まずは利便性のいいという部分もございましたので、これをお試し暮らし住宅にさせていただきたいというふうに考えて選定をしたところでございます。

○議長（秦 時雄君） 7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 7番廣澤です。

一度住んでみたいという町の条件というのはね、雇用の場が1つあること、それから子供の教育、子育ての環境が整っていること、それから3つ目は生活関連の利便性ということが上げられているんです、一般論として。そういうことを考慮して選択をされたのかどうなのかお伺いをいたします。

○議長（秦 時雄君） 穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） 議員おっしゃられるとおり、今のようなこの3点というのは非常に重要な問題ではございますけれども、今、町が提供できる住宅、いわゆる町が所有するということでございますと、今現在ではなかなかそのようなものがございませんでしたので、そういう事情も

ございまして、今回この住宅がいただけましたので、このお試し暮らし住宅にするということできせていただいたところでございます。

○議長（秦 時雄君） 7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 3問目なんですけれども、もし仮に、これがちょっと私、委員会に入らないから、あえてきょう質問させてもらうんですけれども、もしこういう人が来たときですね、そのときのソフト、対応はやっぱりきちっと考えないといけないと思うんです。例えば、こども園を案内するとか、学校を案内するとか、それからスーパー、病院、こういうところを案内する、あるいは地域の人に紹介をしてもらおうとか、そういう本来ね、いわゆる言葉ばかり僕は走っているものですが、おもてなし、こういうことが大事だと思うんです、心の通じた対応が。そういうことをぜひやってもらいたいということと、願わくはレンタカーを1週間貸してやるとかね、来たら、そういうソフト面をきちっと研究をしてもらいたいと、そういうことをお願いしておきます。

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。

○7番（廣澤俊幸君） いいです。やっていないと思うから、意見として。

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。

今の質問と関連していますけれども、これでお試し期間が、賃貸期間が1カ月以上1年以内とあります。このお試し暮らし住宅の設置ということに関してはいいことではないかな、よその人に来てもらって住んでいただく、試していただくのはいいんですけれども、できたらそういう人たちがそのままそこに住みついていいよというような形のものにしていったほうがいいんじゃないかな。お試しで1年以内にどのくらい来るかわかりませんが、それよりもこういう住宅を、玖珠町はあちこち空き家があると思うんですけれども、そういうのを探して、そういうふうにしてほしいのと、それと議案、今度第24号で出ますけど、賃貸料を3万円いただくとかいうようになっています。逆に、3万円とかいただかなくて、そのまま使っていただいて、よかったら住んでいただく形のところにね持っていくほうがいいんじゃないかなというように思うんですけれども、賃貸何かできたら無料でしてもいいんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

議案は先になるんであれなんですけれども、この住宅に関して、そういう気持ちというか、そういう考えにならないかどうか。

○議長（秦 時雄君） 穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） 玖珠町に来て、お試しでございますので、玖珠町がどういうものかを知っていただくという部分では、短期間でございますので、短期間のうちにここの住宅に住んでいただいて玖珠町を知っていただく、そして魅力を感じていただく、あるいは玖珠町でいいなと思っていただければ、いろんな地域を知って、あるいは今あります空き家等で、どうかこういう条件

がそろえばそちらに住んでいただきたいというふう考えております。やはり、ただというわけには私はいかないというふうに考えておりますので、後ほど出てきますが、このような金額でお支払いをいただきたいというふうに考えております。

○議長（秦 時雄君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） もしお試し暮らしとかいうことであれば、やはりそれだけの設備をしないとイケなければならないようになると思うんですよ。今、実際に、森高の校長先生宅がずっといらっしやったところであれしているんですけども、やはり何も持たずに来て、そのまま住めるというわけにはいかないと思うんですよ。そういったときには、やはり試しに来る人たちも何らかの形で引っ越し費用かかったりするんですよ。そうしたときに、1年以内しかいないで、3万円取られて、果たして長く住んでいただくような形になるんでしょうか。我々、それよりも、もうそのまま住んでいただけるようなところを譲渡する形のところを考えていったほうがいいんじゃないかと思うんですけどね。

○議長（秦 時雄君） 穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） 長く住んでいただくというのは、当然ありがたいことでございますけれども、私ども、今ここにつきましては1カ月単位というふうに考えております。お試し暮らしで住んでいただくのは1カ月単位ということでございます。それから、これは大分県のほうからいただいた住宅でございますけれども、昨年いただいて、すぐにこれを個人の売却にというのは、なかなかこれは難しかろうというふうに考えております。

○議長（秦 時雄君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 1カ月とかいうようなことで考えられるということであればね、もしね例えばですね、いろんな仕事の関係で来られて、今、玖珠の安い宿泊施設に泊まっているという人たちが、じゃ1カ月間なら、あそこだったら3万円で何人でも泊まれるよとか話になったときは、そういうときにも受け入れは可能ということでしょうか。

○議長（秦 時雄君） 穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） そこはですね皆さん方がここに来たい、住んでみたいと思われる方を慎重に選定をしていかなければならない問題というふうに考えております。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

5番中尾 拓君。

○5番（中尾 拓君） 5番中尾でございますが、この住宅は大分県からもらったということでございますけど、今後、リフォームをするんですか。それから、リフォームに対してはどのぐらいの予算を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） 現在、リフォームを今、予算をいただいて済んだばかりのところでございます。あと、内部の清掃等がまだ残っておりますけれども、あと備品等も含めて、備品と

いいますのは、冷蔵庫等、すぐに住めるように、そういう準備を今しておるところでございます。

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案集22ページです。

議案第12号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集 6 ページです。

質疑はありませんか。

1 番松下善法君。

○1 番（松下善法君） 1 番松下善法でございます。

先ほどの議案第 8 号と関連してくるところでございますが、こちらに行政不服審査会委員のほうがですね報酬のほうが上げられておりますが、先ほどの議案第 8 号の第 8 条の専門委員のほうは報酬等は発生しないのでございませうか。そのときだけの委員でございますので、そのところをお伺いします。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 11ページでございますけれど、議案第 8 号の第 8 条、専門委員の第 1 項にあります。「審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。」ということでございまして、審査会の中に該当しますので、同じく日当をですね支払うということに対応いたします。

○議長（秦 時雄君） 1 番松下善法君。

○1 番（松下善法君） 1 番松下です。

ということは、今の御回答のとおりですね、行政不服審査会委員と同じ日当という解釈でよろしいですか。はい。

○議長（秦 時雄君） それでよろしいですか。

○1 番（松下善法君） はい。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

3 番小幡幸範君。

○3 番（小幡幸範君） 3 番小幡です。

第 5 条の手数料についてですが、モノクロの印刷とカラー印刷に対しては徴収する規定が行政不服審査法施行令第12条に規定されています。A 3 サイズに換算した額の徴収というのは特に法の規定はないんですけれども、A 3 サイズを規定する必要性というのはそもそもあるんでしょうか。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 玖珠町のほうで判断いたしまして、A4、A3、明らかに用紙のサイズ、当然価格も変わってくるわけでございますので、玖珠町においてはA3サイズについてもこういう規定をしていると、そういうことでございます。

○議長（秦 時雄君） はい、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案集28ページです。

議案第13号、玖珠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集18ページです。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案集30ページです。

議案第14号、玖珠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集20ページです。

質疑を受けます。

質疑はありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 3番小幡です。

2つ質疑させていただきます。

法改正に伴う条例の改正ということですが、法律に該当する条例の改正というのはこの1件だけでよろしいんですか。

もう1点が、法改正の内容というのは、小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化ということですが、上がっていますけれども、玖珠町として現段階で小中一貫教育の考えがあるのでしょうか。

○議長（秦 時雄君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 小中一貫教育についてのお答えをしたいと思います。

玖珠町におきましては、現在、小中一貫教育の体制というのは現在とっておりません。しかしながら、小・中学校9年間を通したですね教育の体制という部分を今後も考えていこうというふうに考え

ています。小中一貫学校というのは、モデル的にはですね小学校、中学校が近くにあって、そこでするとかいう部分がメインの考え方になっておりますので、現時点では統合も踏まえてですね、小中一貫という形での部分は考えていないですが、小中通した教育をするという部分は考えておるところでございます。

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。

麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 最初の御質問でございますけれども、いわゆる小中一貫教育ですね、これを行う文言について、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、この改正についてはこの1点ということでございまして、その学校教育法の改正によってですね、その他のところに影響が出るというのは今のところお聞きしておりません。

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案集31ページです。

議案第15号、玖珠町職員の分限に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集21ページです。

質疑はありませんか。

2番大野元秀君。

○2番（大野元秀君） 2番大野です。

職員にとって飲酒運転や犯罪を起こした場合の処罰はいたし方ないんですけど、人事評価によって降任や免職は、本人ならず家族を含めた人生を大きく左右するかと思われませんが、人事評価の方法や公平性などをどのように定めているか教えてください。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 人事評価の導入につきましては、これまで試行的なものを行っておるんでございますけれども、正式には地方公務員法の改正によって、本年4月1日から施行されます。これにつきまして、具体的に規則を定めまして運用を行っていきたいと思います。

それから、人事評価制度そのものの導入につきましては、これは今申されたようなマイナスと申しますか、評価によってですね職員を降格させるようなために使うものではございませんで、むしろ逆に職員の能力、その発揮を求め、あるいは職務遂行力を高めていただく、そういったプラス面での導入を考えておりますので、このことによって直ちにですね職員の不利益を負うとかそういったことは想定いたしておりません。

○議長（秦 時雄君） はい、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案集32ページです。

議案第16号、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集22ページです。

質疑ありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番(小幡幸範君) 3番小幡です。

改正内容の第29条第1項を第35条第4項に改めるということで提出をされているんですけども、こちら黄色の詳細の資料のほうにはですね全文が入ってまして、農業委員会等に関する法律第29条第1項を同項の第35条第4項に改めるということになるんですか、農業委員会等に関する法律というのを調べたところ、第35条は第3項までしかないんですけども、どのように解釈すればいいんでしょうか。

○議長(秦 時雄君) 麻生総務課長。

○総務課長(麻生太一君) 小幡議員が御覧になったものは、恐らく現行の法律だと推定いたします。

改正後のですね法律につきましては、第35条に第4項が追加されて施行されるというふうになっております。施行月日は本年4月1日からでございますので、4月1日以降の条文には第4項が加わりません。

○議長(秦 時雄君) よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案集33ページです。

議案第17号、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集23ページです。

質疑はありませんか。

7番廣澤俊幸君。

○7番(廣澤俊幸君) 7番廣澤です。

何で特別職だけなのか。私はこういう問題は組織を挙げて取り組まないといけないと思うんです。特別職3人のこの報酬減額と、職員170人のアイデアを出して、それで効率化、合理化を進める費用はどっちが大きいのか、考えだけでもわかる。1人よりか2人、2人よりか3人寄れば知恵がどんど

ん出てくる。何でこういう特別職だけのやり方をするのか、これについて御質問いたします。

(発言する者あり)

○7 番(廣澤俊幸君) 議長。

○議長(秦 時雄君) はい。7番廣澤俊幸君。

○7 番(廣澤俊幸君) 廣澤です。これ、総務文教民生委員会に付託されていますので、具体的にはそちらのほうでやらさせていただきます。結構です。

○議長(秦 時雄君) よろしいですか、質問。

次にまいりますけれども、ほかに質疑ありませんか。

(なし)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案集34ページです。

議案第18号、玖珠町職員の給与に関する条例等の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集24ページです。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長(秦 時雄君) よろしいですか。質疑なしと認めます。

議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案集36ページです。

議案第19号、玖珠町職員の旅費に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集27ページです。

質疑はありませんか。

3番小幡幸範君。

○3 番(小幡幸範君) 3番小幡です。

条文の中にですね、当分の間、県内日当を支給しないというふうに規定されているんですが、当分の間というのはいつからいつまでのことを指しているのか教えてください。

○議長(秦 時雄君) 麻生総務課長。

○総務課長(麻生太一君) 当分の間という規定でございますので、具体的に何年から何年というふうな規定ではございません。少なくともですね向こう1年間は実施をいたしますと、そういうふうになります。

○議長(秦 時雄君) よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案集37ページです。

議案第20号、玖珠町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集28ページです。

質疑はありませんか。

10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。

この駅前の駐車場の件ですけれども、駐車場の運営改善を図るためのというのが目的理由になっていますが、運営改善というのは具体的にはどういうことでしょうか。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 今回の改正につきましては、利用料金の時間単位での変更ということでございます。

○10番（河野博文君） 僕の質問と違うと思うんです。運営改善について。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 利用料金の改定を行いまして、それによってですね運営改善を行っていきたいと、そういうことでございます。

○議長（秦 時雄君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） この駅前の駐車場というのはですね商店街を利用する方もいらっしゃいますけれども、観光を目的に来る人たちもあるんですね。そういう人たちに対して、いろんな市や町に行っても、市営、町営なんかの駐車場は無料で開放して使ってください、そして、ゆっくり町を見て歩いてくださいというようなところが多いんですけどね、今度は、今までは2時間無料だったが、30分で100円いただく、30分ごとに上げていくということらしいんですけど、ただ、具体的にまだよくわからないんですけども、お買い物をしたら駐車券を出すとかいうような話を聞いたんですけどね、観光目的で来た人たちに対するサービスはそれではとれないんじゃないかなと思うんですよね。ゆっくり玖珠で過ごしてもらおうと思ったら、やっぱり30分ぐらいでは到底できないし、なおかつゆっくり食事でもして欲しいなというところがあるんですけどね、そういうお考えはないのかどうか。

○議長（秦 時雄君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 今回の駐車場の2時間無料を30分無料、以後、上限は500円までなんですけど、当初、正直申しますと私も商工観光の立場から起案といいますか、お願いしたところでありました。実際、今、昨年1年間、運用を見てきましたが、豊後森駅周辺、たくさんの人が見えていただけるようになりました。その中で、「ななつ星」と「或る列車」が同時に見れる奇跡の30秒ということで全国的に有名になっておるんですけど、そのときにですね駐車場いっぱい、道路にとめて交通、危険性が出てくるという状況もだんだん生まれてまいりました。

町といたしまして、実際来ている方々の意見も現場で聞いたんですが、どうして2時間無料なのと、

2時間前に来て待っている人がいたら入れないじゃないかと、そういうときに、こういう駅前の広場で、公共駐車場で2時間無料というのはあり得ないという意見も多くいただいたところですが、今回、駅前商店街の方とも話をしたんですが、一応30分以降は100円ずつ、30分置きにいただくと、そのかわりに商店街の方々には、利用された方々には無料券、2時間無料券を配るといような施策をやってみませんかという投げかけをしたところで、今とめている方は商店街で買い物をすれば、今までどおり2時間無料が使えるという形をこの1年、協議をしてきたところでございます。

上限が500円で一応とまりますので、従来の2時間と、商店街の方にとっては負担は一緒なんですけど、今回、これをやってみて、状況的にまた金額等は考えていきたいんですが、実際、今年4月から6月まで、また「ななつ星」と「或る列車」の同時停車が決まりました。この期間、また問い合わせももう始まりましたが、結構来ると思いますので、何らかの町としても収益の方策と商店街の活性化に向けて頑張っていきたいと思いますので、御協力をお願いします。

○議長（秦 時雄君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 今の話で、「ななつ星」と「或る列車」が一緒にとまるときのことを言われましたけど、別にあんまりそれは関係ないような気がするんですけどね。それよりも、駐車場に関しては警備会社にお管理料を払う、その管理料のほうがかなり高いんじゃないかな、その辺をね考えてきたときに無料開放したほうが今上がっているぐらいのお金は来るだろうし、入るだろうし、残ると思うし、また玖珠町としてね、やっぱり玄関先のところにそういう駐車場があるという、よそから来た観光客に対してね、やはりPRできるんじゃないかなと、そういうふうな気がするんですね。

先ほど言われました、じゃ商店街に対して無料の券を出すということであれば、商店街はどこら辺で区切るのか、玖珠町全体の商店、商をしていただいたところを対象にするのか、それとも駅前通りだけするのか、その辺がまだまだ決まっていないと思うんでね、やはりもうちょっとこれは考えられたほうがよかったんじゃないかと思うんですね。だから、そういう管理面で費用かかっているところを削減したほうが、私はいいんじゃないかと思うんですけどね。

○議長（秦 時雄君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 私ども当初計画としましては、公共の駐車場ですが、今現在、役場総務課の方がしておりますが、公共施設を指定管理等にしてですね民間の方たちに運営していただくとか、そういう方法がないかという意味も含めてですね、収益がどのくらい上がるかも含めて、今年、実績をしていきたいというふうに思っておりますし、実際、今、隣にあります観光協会の方が、事務所が横なんで、券をなくしたとかバーが壊れたとかいろいろ問い合わせの対応もしていただいておりますが、町も土日なくバーの修理とかしております。その辺も含めて、公共施設の維持管理、運営施設コストも含めて、収入をとった上で、今後運営を考えるべきということで、今年、使用料を2時間無料から30分無料という形で、データ収集等も含めた上での上程でございます。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 管理につきましては、総務課の管財係のほうで行っております。施設につ

いてですね無料開放をいたしますとですね、いろんな意味で不安もございますけれども、少なくとも遮断機などを設置し、一定の管理をしなければですねやはり、駐車場の公共的な施設としての管理はできないと思いますので、そういった維持費などをですね捻出する費用もかかりますんで、やはりこれは一定、有料の施設にいたしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

8番宿利忠明君。

○8番（宿利忠明君） 今、答弁を聞いておりますと、ななつ星、それからあれが離合するんで、カメラマンが多いんで、駐車場がいっぱいになるんでとかいうような、一応これは値上げになるわけですね、その理由が今、聞いて。私も、皆さんのを聞くのに、やっぱり駅前の商店街ではなかなか駐車場がないので、やはり無料開放ちいうか無料での駐車場という声は多く聞くわけでありまして、玖珠町もいろんな評判で、そういう観光客が、交流人口がふえてきた。その中で車がいっぱいになるんで、値上げというのはですね何となく理解ができないなというような、今、聞いておったんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 駅前商店街の件につきましては、商工観光課長のほうからの答弁になるかもしれませんが、現在、今段階でですね商店街の皆様につきましては、利用者、お客様に対して2時間の無料の券をお配りしております。ですから、その制度はですね継続していきたい。むしろですね、この駐車場を使うことによって、そちらのほうに来たお客様は、できるだけですね近くの商店街を利用してお買い物していただくように、そういった方向に誘導づけを考えていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案集40ページです。

議案第22号、玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集32ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案集45ページです。

議案第23号、玖珠町手数料条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集40ページです。

質疑はありませんか。

9番石井龍文君。

○9番（石井龍文君）ここに管理という文言が入っておるんですけども、管理とはどういう部分の管理をあらわしているのか、説明をお願いします。

○議長（秦時雄君）湯浅農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（湯浅詩朗君）お答えをいたします。

今までの、保護ということになるとですね、頭数のですね確保等が保護という形で出てくるのですが、管理となりますと、今度は絶対的な頭数の調整とか、そういう中で鳥獣駆除のほうに少し踏み込んだような形になる文言となっております。上位法の改正に伴う条例改正の内容となっております。

以上です。

○議長（秦時雄君）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦時雄君）質疑なしと認めます。

議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案集46ページです。

議案第24号、玖珠町使用料条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集41ページです。

質疑はありませんか。

10番河野博文君。

○10番（河野博文君）10番河野です。

この条例の中でですね、中学生以下は使用不可とありますが、結構今、中学生あたりも体力をつけていくというような人たちもいるんですけど、体格によっては大人に近い体力の方もいらっしゃるんですけど、このトレーニングマシン、トレーニングルームにある機械とかですね、中学生あたりには負担が大き過ぎるのでしょうか。

○議長（秦時雄君）渡辺社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（渡辺克之君）お答えいたします。

今、議員さんもおっしゃられましたが、トレーナー等、そういう関係者の方にお聞きをいたしました。おっしゃるように骨格の形成が完了していないこと、また、成長過程を考慮しての対応でございます。

○議長（秦時雄君）ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君）3番小幡です。2つ質疑させていただきます。

1つは、トレーニングルームの利用料金について、一般が310円から、今度改正で一般200円、高校

生以下100円に減額している理由もしくは根拠は何なんでしょうか。

もう1点が、機関庫の多目的ホールは、昨年11月8日にオープンしてから既に5カ月経過しているわけですが、今までなぜ使用料を徴収していなかったのか。

2点、お願いします。

○議長（秦 時雄君） 渡辺社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（渡辺克之君） お答えいたします。

料金につきましては、県内各市町村の現状を把握したところでございます。それと、お試し期間を設けまして、利用料についてのアンケートをとった結果でございます。より多くの方に利用していただきたいということで、低額料金の設定をしたところでございます。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。もう一つの。

村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 機関庫公園の多目的ホールについてですが、昨年11月にオープンいたしました。当初はですねどのくらい来るか、ちょっと人の動き等も見るのがわからなかったことと、順次、本年度中少しずつ、展示物、整備物をしてきましたので、まだフルオープンという形ではなかったんですが、一応そういう経緯もございまして、当分の間は無料とするということで27年度はしておりますが、これまで、27年11月から2月までの間ですが、玖珠町にとって一番冬の極寒の時期なんでございますが、月平均で1,549名来ていただいております。一応、そこに土日、平日、やっぱり人が見えますので、閉館ということにはいきませんので、あけておりますと人件費が予想されますので、28年度より一応1人中学生以上100円という形の、設定的には人件費、臨時の方々なり、御高齢の方なりとかを可能性を見るために、一応お試しで100円という形で入場料を定めたところでございます。

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

9番石井龍文君。

○9番（石井龍文君） このトレーニングルームの件ですが、4月1日から施行になっていますが、トレーナーの設置等、前回からお話が出ていたんですが、そこら辺は十分準備はできているのかどうか。

○議長（秦 時雄君） 渡辺社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（渡辺克之君） 12月の議会前に、全員協議会の中でも御説明申し上げましたが、トレーナーについては配置をする予定はしておりませんが、管理をする上で、そういう人をですねつけさせていただいて安全対策はとり行いたいというふうを考えております。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案集49ページです。

議案第25号、豊後森機関庫公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集43ページです。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案集51ページです。

議案第26号、玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集45ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案集52ページです。

議案第27号、玖珠町立幼稚園の保育料徴収条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集46ページです。

質疑はありませんか。

3 番小幡幸範君。

○3 番（小幡幸範君） 3 番小幡です。

提案理由にですね、子ども・子育て支援法の改正により、条例整備を行うため提出すると書かれているんですけど、条例内のどの改正が法律改正に関連しているのかをお答えください。

○議長（秦 時雄君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） お答えいたします。

この条例の、今回の条例の改正の第8条を削るという部分が、昨年新しくできました子ども・子育ての新しい法律によりまして、新たにですね玖珠町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める規則を定めまして、その中で、別に定めましたので、この第8条を削るということになった部分でございます。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案集53ページです。

議案第28号、玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集47ページです。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案集54ページです。

議案第29号、椎茸原木病虫害対策事業費分担金賦課徴収条例の廃止について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案集55ページです。

議案第30号、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業玖珠町健康ウォーク推進事業活動量計購入契約について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。質疑なしと認めます。

議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案集56ページです。

議案第31号、町道路線の認定について（その1）の質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集54ページです。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案集57ページです。

議案第32号、町道路線の認定について（その2）の質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集55ページです。

質疑を行います。

11番高田修治君。

○11番（高田修治君） 確認です。

常任委員会で、これまた協議いたしますが、特にですね私も常任委員会に参加して、このように一遍に農道がたくさん町道認定になったことは余りなかったかなと思っています。そういう意味で、もし何か特別の理由があればお答えいただきたいのと、この中にですね町道に上がるだけで大変地域の方は喜ぶことだと思っていますから、いいことと思いますが、上がり方がですねどういうふうになって、一遍に今年たくさん上がってきたのかと、それからもう一つは、この中にですね、これは常任委員会のおかげで結構ですが、要望、陳情が出ちよった路線があるのかどうかというのも、これは常任委員会のおかげですから出していただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（秦 時雄君） では、3点についてよろしいですか。

梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） お答えをいたします。

今回、こういう形で7路線、町道認定、今までに例のない議案の提出になっております。今回の7路線につきましては、過去県営の広域農道、さらには農免農道で整備した路線でございます。そのうち起債関係、要は町の負担が、応分の負担が事業に対してございますが、その起債が終わった分を今回、一括で計上しております。

地元から要望があったわけではございませんが、地域の方がこの農免農道、また広域農道についても草刈り等をしていただいておりますので、町道としても引き続きお願いしたいということと、改めてですね今後この古い、一番古いのであればもう20年ぐらい建設からたった路線もございます。維持管理がですね大変厳しくなっておりますし、今後、大規模な改修工事等も発生することも考えられます。その場合、農林水産省の事業ではなかなか改修工事ができない、いい補助事業がないということで、町道にすることで国土交通省のですね有利な補助事業で改修等もできるということで、今回計上したわけであります。

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 高田議員と関連するんですがですね、この路線といいますか、町道認定が7路線、一遍に上がる。これは一応担当とも話を聞いたんですけどもですね、地元、まず地元ですよ、この路線は、御協力を得ならん地域、地域ごとに協力を求めるようになると思います。そういったところをですね地元の先ほどの説明では、要望も上がっていない、陳情も上がっていないというのを、地元にもう少し早目にね広報といいますか、広報かもしくは地元説明をやったのかですね、やらないで、いきなりこの今回の議会にかけられてですね、はい、こうなりましたよと、余りにもいきなり過ぎやせんかなと、心配されるところがあります。

そこらを、見てのとおり、竹が下がり、草が生えですね、大変だと思いますよ。どこの農免道路もやぶぼうぼうで立派な道路がですね狭く利用されておるといところでございますので、そこらを十分——十分というよりも、要望じゃございませんが、委員会で高田議員も言ったとおり審議はしますけどですね、もうちょっと早目に地域に宣伝、説明ができておるのかですが。

○議長（秦 時雄君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 申しわけありません。地元の方にはですね説明をですねしておりません、はっきり言ってですね。町道であれば先ほど言われました竹、雪が降った場合のですね竹の倒木等については、今後ですね、昨年からの防衛の維持管理基金で積んでおります。その予算を活用してですね、業者に委託をしながら管理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（秦 時雄君） 12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 今、余り深くは言いませんが、我が地域ではですね、地域住民を挙げて整備を皆さんと一緒にですね、行政と一緒にやっておられました、今後、地元でこれを守っていかなきゃならないと思いますが、大変な作業だろうと思います。こういったところでですね、余り防衛、防衛の予算というようなことを言われましたけれども、防衛の予算はほかに使い道はあるしですね、何でもかんでもというわけにはいかんと思います。地域の皆さんにですね十分説明をして、協力を得るようにやってください。これは生活道路ですからですね、よろしく頼みます。

○議長（秦 時雄君） 答弁よろしいですね。はい。

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案集58ページです。

議案第33号、町道路線の廃止について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑はありませんかね。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案集59ページです。

議案第34号、森まちなみ公園の指定管理者の指定について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集62ページです。

質疑はありませんか。

5番中尾 拓君。

○5番（中尾 拓君） 5番中尾でございます。

森地区にはいろんな公益団体、法人等があるんですけど、どのような基準でこの団体に指定管理者をお願いしたんでございましょうか。

それから、ほかの団体からは応募はなかったんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから、この団体はどのような活動をしているのか、現在、お伺いしたいと思います。

それと、指定管理料は幾ら払うのでございましょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） お答えします。

この森まちなみ公園の施設でございしますが、森の本町通り、緑地広場、蔵、トイレ等についての管理でございしますが、指定管理料については一切お支払いしておりません。地元の方々の組織、森地区まちづくり協定運営委員会の方をお願いして、実際の活動内容といたしましては、町としてはですね、電気料、水道料は負担しておりますが、それ以外のトイレトーパーなり、掃除、周辺のお掃除等につきましては、地元の方々の組織でやっていただいておりますが、この組織についても、森地区まちなみ整備は平成15年ぐらいからですから、12年ほど続いておりますが、この中のまちなみ修景をする組織の中で、ここのまちなみ公園はみんなで管理したいという形で整備もいたしましたし、そこで組織された方々に管理運営をいただいているところでございます。

ちなみに、3月12日からまたひな祭りということで、皆さん頑張っていただいております。よろしくお祈りします。

○議長（秦 時雄君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） すみません。選定基準につきましては、先ほど申し上げましたように地元の組織する団体ということで、公募等はしておりませんし、ほかの団体からやりたいという旨の申し出は、今のところは受けておりません。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 7番廣澤です。

今、公募していないということですが、私、玖珠町ですね指定管理のあり方と、それから業務委託について、ずっと疑問を持っていたんです、疑問に思っていた。昨年8月5日に地方議会議員のセミナーが東京であったんで、私費でこれ行ってきました。そのときに、神奈川大学の法学部の先生が、指定管理は、原則ここにありますが、原則公募ですよ。原則公募。そして、選ぶ人、これが大事だと、第三者委員会に委託をなさいと。なぜかわかりますね、これね。町長もよく言っているように公正・公平、説明責任、透明性を維持する、行政との癒着をなくす、このために第三者委員会に委託をなさいと、こう言われたんです。何ならこの資料をお渡ししますけれど、ぜひこれからきちっとそういう形で、あるべき姿に近づけてもらいたい。

それから、もう1点は、伐株山の清掃は費用出しているけれど、これ出さないと。こういうのもお

かしいんじゃないかと思うんですね。もう一度、指定管理で費用を補助しているところ、出していないところ、一覧表にぱっと並べて見直しをしてもらいたいです。不公平ですよ、これも。ぜひ、それをお願いしておきます。

○議長（秦 時雄君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 議員さん御指摘のとおり、我が町の指定管理施設につきましては、実際、町が昔建てた分の、従来建てた当時はですね自治法上でも明確化ではなかったんですが、平成19年だったと思います、自治法の改正で、公的施設を指定管理に出す場合は直営か指定管理、指定管理の場合は公募、これは正しいんですが、町の建てた時点でですね、従来は地域の何々協議会なり、地元の方が運営することで建てたという経緯がございまして、なかなか現在建っている——老朽化施設にはなっておりますが——施設については、本来の指定管理として建てたものではないものですから、その辺がちょっと難しいところがございます。

それと伐株山のコミュニティーの方々をお願いして掃除していただいております。こういったこの部分につきましても、設置当初に協議した上でみんなで管理するから、公衆トイレをしてくれというこの経緯もあるようでございます。議員さんおっしゃられますように、不公平感があるんじゃないかということなんです、町としても今後、前向きに検討していきたいとは思っております。

○議長（秦 時雄君） 7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 7番廣澤です。

いろいろ経過もあると思いますけど、あるべき姿に変更しないとだめなんです。それが公平性なんです。ぜひひとつこの辺のところを、もう一回原点に戻って見直しをしていただきたいということをお願いしておきます。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案集60ページです。

議案第35号、玖珠町自治公民館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案集64ページです。

議案第36号、日出生北部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案集65ページです。

議案第37号、日出生南部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案集67ページです。

議案第39号、玖珠町と日田市との証明書等の交付等に係る事務委託に関する協議について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第45号から議案第51号までの7議案は、平成28年度玖珠町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります。

審査につきましては、予算特別委員会を設置し、付託したいと思いますので本日は、大別して質疑を受けたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(秦 時雄君) 異議なしと認めます。

最初に、議案第45号、平成28年度玖珠町一般会計予算についての質疑を行います。別冊となっております。お出しください。

先ほど申し上げましたように、大別して質疑を受けますので、広範囲にわたります。質疑のある方は、ページ数、款項目、事業名をはっきり言ってから質問をお願いします。

2ページ、第1表、歳入歳出予算から、13ページ、歳入歳出予算事項別明細書歳出の最後まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) よろしいでしょうか。

次に、14ページ、歳入、1款町税から、44ページ、22款町債、最後まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) よろしいですか。

次にまいります。

次に、45ページ、歳出、1款議会費から、96ページ、5款労働費まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議長(秦 時雄君) よろしいでしょうか。

次に同じく、96ページ、6款農林水産業費から、130ページ、9款消防費まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議長(秦 時雄君) 次に同じく、130ページ、10款教育費から最後まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議長(秦 時雄君) はい。

全体を通して質疑はありませんか。

(な し)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号、平成28年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、別冊となっております。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号、平成28年度玖珠町簡易水道特別会計予算について、別冊となっております。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号、平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について、別冊となっております。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第49号、平成28年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号、平成28年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第51号、平成28年度玖珠町水道事業会計予算について、別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第51号の質疑を終わります。

以上で、議案質疑を終結いたします。

## 日程第2 予算特別委員会の設置について

○議長(秦 時雄君) 日程第2、予算特別委員会の設置について議題とします。

お諮りします。

議案第45号から議案第51号までの平成28年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります7議案について、審議の付託をするために、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 時雄君) 異議なしと認めます。

よって、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ここで、委員会構成のため暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

△

午前11時27分 再開

○議長（秦 時雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

予算特別委員会委員の選任を行います。

予算特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名することになっております。

これから予算特別委員会委員を指名いたします。

1番松下善法君、2番大野元秀君、3番小幡幸範君、4番松本真由美さん、5番中尾 拓君、6番中川英則君、7番廣澤俊幸君、8番宿利忠明君、9番石井龍文君、10番河野博文君、11番高田修治君、12番藤本勝美君、13番繁田弘司君の13名を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました13名を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の委員長及び副委員長は、玖珠町議会委員会条例第7条の規定により、委員会によって委員の互選となっております。

委員の方々には正副委員長の選任をお願いします。

ここで暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

△

午前11時28分 再開

○議長（秦 時雄君） 再開します。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長に6番中川英則君、副委員長に1番松下善法君が選任されました。

### 日程第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

（議案第2号から議案第20号、議案第22号から議案第37号、議案第39号、議案第45号から議案第51号、陳情2件）

○議長（秦 時雄君） 日程第3、これより上程議案並びに陳情の委員会付託を行います。

お諮りします。

会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしました付託表のとおり、議案第2号から議案第20号、議案第22号から議案第37号及び議案第39号の36議案については、それぞれの常任委員会に、議案第45号から議案第51号の7議案については、予算特別委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、

異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第20号、議案第22号から議案第37号及び議案第39号の36議案については、それぞれの常任委員会に、議案第45号から議案第51号までの7議案については予算特別委員会に審査の付託をすることに決定しました。

次に、陳情2件につきましては、会議規則第92条並びに会議規則第95条の規定により、あらかじめお手元に配付しております付託表のとおり、常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情2件については、付託表のとおり常任委員会に審査の付託をすることに決定しました。お諮りします。

あす8日から16日までの9日間は、各常任委員会、予算特別委員会及び議案考察のため休会とし、17日、翌18日は一般質問としたいと思いますが、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、あす8日から16日までの9日間は、各常任委員会、予算特別委員会及び議案考察のために休会とし、17日、翌18日は一般質問とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年3月7日

玖珠町議会議長 秦 時雄

署名議員 中尾 拓

署名議員 石井 龍文